

読谷補助飛行場返還!

国有地と村有地の等価交換契約締結。

平成18年7月31日、地元読谷村が長年待ち望んだ

読谷補助飛行場(国有地)の122haが返還されました。

この国有地を読谷補助飛行場跡地利用実施計画用地に供するため、同日付で、昭和53年に一部返還された区域を含めた139haの国有地について読谷村有地との等価交換を行いました。



写真出所：「沖縄の米軍基地」沖縄県発行

1. 財産の沿革

読谷補助飛行場用地は、昭和18年から19年にかけて旧日本陸軍が飛行場建設のため買収した国有財産です。戦後、読谷補助飛行場として米国政府が使用していました。復帰後は財務省所管普通財産として沖縄総合事務局が管理し、引続き米国政府が日米安全保障条約に基づきパラシュート降下・投下訓練等のための施設として使用してきました。

2. 基地返還への動き

読谷補助飛行場は昭和53年に旧滑走路の東側が一部返還されました。その後、日本政府は、沖縄における米軍施設・区域の整理、統合、縮小の促進と航空

3. 跡地利用計画の概要

平成14年に策定された沖縄振興計画において「読谷補助飛行場跡地については、個性豊かな田園空間の形成を図る」と謳われています。

3点目は跡利用計画面積の3/4を占める先進農業集団地区です。同地区では旧地主や村内の農業従事者を構成員とした複数の農業生産法人を組織したうえで、新たに地主となつた村より農地を借受け、集団的な形態で農業生産が行われる予定です。

機騒音等の基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、日米特別行動委員会（SA）を設置し、平成8年12月

に読谷補助飛行場や普天間飛行場など11施設の返還等を決定しました。

今回、読谷村が策定しました、跡利用計画は四つの柱からなっています。まず1点目は、村役場を中心とした村民センター地

区の整備です。村民センター地は跡地利用予定地の中央に位置します。既に役場庁舎、文化センター、野球場、運動広場が整備されています。

2点目は公園地区の整備です。現在の滑走路は散策路などを備えたロードパークに生まれ変わり、沖縄の三線（サン・シン）の開祖といわれる赤大子（アカイシコ）を祭った展望公園と一体として整備されます。





平成 18年 7月 31日、当局をはじめ、那覇防衛施設局、沖縄県、読谷村役場関係職員、旧地主代表者等約百名が見守る中で、酒井慎一財務部長と安田慶造読谷村長との間で等価交換契約の調印が行われた瞬間、会場は割れんばかりの拍手と跡地利用に対する期待感で一杯になりました。

4. 交換契約調印式

同計画につきましては、平成 17 年 5月開催の沖縄振興審議会において、沖縄振興計画の位置付けに沿つたもので、沖縄の振興に寄与するものと認められる旨報告されました。また、今年 6月開催の国有財産沖縄地方審議会において返還後の読谷補助飛行場等の国有財産について読谷村有地と等価交換等を行う処理方針を付議し、異議のない旨答申を受けました。

4.点田は国道58号バイパス、村道中央残波線等の道路の整備です。

跡地利用へGO! 返還地はこう生まれ変わる。



資料出所：読谷村